

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
- 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業計画等の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 基本測量の実施を終わつた旨の通知
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 消防設備士試験の実施

告 示

鳥取県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一四七四号	村 上 敏	昭和四十五年一月二十二日

鳥取県告示第百一号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年二月十三日から施行する。

昭和四十五年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十五年一月十六日	野嶋整形外科、 外科医院	米子市二本木 字高木四九二の三	整形外科、理学 診療科、外科	野嶋明夫

別表を次のように改める。

別表

- 茨城県新治郡 栃木県足利市 群馬県桐生市 埼玉県入間郡 同県岩槻市 山梨県東八代郡 静岡県藤枝市 兵庫県佐用郡 広島県安佐郡 山口県宇部市 高知県高知市 大分県西国東郡 宮崎県児湯郡

鳥取県告示第百二号

昭和四十四年九月二十九日付けで名和町長から申請のあつた土地改良(楽仙地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三号

昭和四十四年九月四日付けで東伯郡東伯町大字徳万五百五十八番地の一東伯町農業協同組合組合長吉田常吉から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認められたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四号

西伯郡中山町羽田井萩原開拓農業協同組合組合長大川賢作から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良(萩原地区農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和四十五年二月七日認可し

たので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量
- 二 作業地域 米子市、西伯郡岸本町、淀江町及び日吉津村
- 三 終了年月日 昭和四十四年十二月二十五日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和四十五年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十五年二月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和四十五年二月十八日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 婦人団体指導者研修会等の結果について

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の7第1項の規定に基づき、次のとおり消防設備士試験を実施するので、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の11の規定により公告する。

昭和45年2月13日

鳥取県知事 石 破 二 朗

消防設備士試験

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 筆記試験 昭和45年3月16日

イ 実技試験 昭和45年3月27日又は28日のうち、筆記試験合格通知書によつて通知する日

(2) 試験の場所

ア 筆記試験 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

イ 実技試験 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験の種類

(1) 甲種消防設備士試験(以下「甲種試験」という。)

(2) 乙種消防設備士試験(以下「乙種試験」という。)

受験できる試験の種類及び指定区分の数は制限しないが、同一指定区分に係る試験は、甲種試験又は乙種試験のうちいずれか一方しか受験することができない。

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行なう。

4 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和45年2月14日から昭和45年2月21日まで（郵送の場合は、昭和45年2月21日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課消防係

(3) 提出書類等

ア 受験願書 所定の用紙により試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真1葉 受験願書提出前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル横4.5センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 受験手数料及びその納付方法

ケ) 受験手数料

甲種試験 1,500円

乙種試験 1,000円

ク) 納付方法

(ク)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

ク) 既納の手数料は、申込みを取り消し、又は受験しなかつた場合でも返還しない。

5 その他

(1) 受験願書は、各市消防本部又は鳥取県総務部地方課に請求すること。

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に問い合わせること。